

バスターミナル跡地の活用により郊外から誘導施設を移転

事業主体：都市再生推進法人むつまちづくり(株)及び社会福祉法人

事業期間：令和4年度～令和5年度（R4：測量設計、R4～R5：工事）

- 事業概要：①「都市再生推進法人むつまちづくり(株)」が老朽化したバスターミナルを取得
②社会福祉法人が土地を借り受け、郊外からまちなかへ養護老人ホームを移転
③都市再生推進法人とむつ市（河川敷地）の間でコモンズ協定を締結し、2者の土地を活用して、市が歩行空間を整備、都市再生推進法人が日常の維持管理

